

平成27年度

事業概要

(計画編)

長崎県西彼保健所

(長崎県長崎振興局保健部)

1. 1 広報・情報提供事項

1.1.1 広報事業

【事業目的】

地域住民や関係機関に対して地域保健情報や保健所業務の情報発信を行う。

【現状と課題】

- ・保健医療情報に関するニーズが増大・多様化する中で、地域住民や関係機関に対して正確な情報を迅速かつ積極的に提供し、健康への意識を高めることがますます重要になっている。

【計画】

- ・地域住民や団体との協働による啓発活動の展開。
- ・ホームページによる情報発信。

1. 2 地域保健研修事項

1.2.1 管内地域保健関係職員等研修事業

【事業目的】

- ・地域の実情に即した幅広い分野の研修を実施することにより、市町職員を中心とした地域保健関係職員、及び保健所職員の資質向上を図り、地域保健対策の円滑な推進を図る。

【現状と課題】

- ・地域保健対策に係る人材は、公衆衛生の最新の専門知識に基づく指導的役割はもとより、地域保健の現場を支える実践力、健康危機管理への対応能力、虐待や精神の個別困難ケースへの対応等、様々な情勢や住民ニーズの多様化に対応していかななくてはならない状況にある。
- ・地域保健活動をより効果的に実施していくためには、日頃の活動の成果を明確化し、科学的・研究的な視点での検証を実践していくことが重要である。

【計画】

- ・市町との業務検討会（市町の希望により随時開催）
- ・管内市町地域保健・福祉担当課長等会議（年1回）
- ・保健所職員研修会（年5回）

1.2.2 学生等教育研修事業

【事業目的】

- ・地域の保健医療を担う人材の育成を行う。

【現状と課題】

- ・ 保健所における専門的・技術的・広域的機能を学び、保健所で行われる地域保健活動が、多職種や他機関との連携によって組織的に展開される協働作業であることを理解してもらうことが必要である。

【計画】

- ・ 要請のあった大学の実習生を受け入れる。

長崎大学医学部保健学科	4年生	4名
活水女子大学看護学科	4年生	3名
長崎県立大学看護学科	3年生	1名
長崎県立大学栄養健康学科	4年生	6名

2. 1 統計調査事項

【事業目的】

厚生労働省の委託により、各種保健衛生統計報告、調査を実施し、厚生行政の基礎資料を得る。

【現状と課題】

- ・保健所では、各種保健衛生統計報告、調査の取りまとめを行い、県を通じて厚生労働省へ報告している。

【計画】

- ・実施調査名：人口動態調査、医師・歯科医師・薬剤師調査、医療従事者調査、医療施設静態・動態調査、病院報告、患者調査、受療行動調査、国民生活基礎調査、地域保健・健康増進事業報告、衛生行政報告例

3. 1 栄養改善対策事項

3.1.1 栄養管理事業

【事業目的】

- ・ 栄養・食生活についての専門職の養成及び育成を図る。

【現状と課題】

- ・ 地域住民の生活習慣病の一次予防及び重症化予防のため、食生活に関わるもの（管理栄養士・栄養士及び調理師）の育成が必要である。
- ・ 管理栄養士養成施設の臨地実習の受け入れを行っている。保健所の特性を理解し、保健所栄養士業務の実際を学ぶことができるよう配慮する必要がある。

【計画】

- ・ 調理師研修会の開催（教育保健所との共同）
- ・ 管理栄養士養成施設学生実習の受け入れ

3.1.2 栄養管理基盤整備事業

【事業目的】

- ・ 県民が自ら食生活改善に取り組み、健康的な生活習慣を定着できるように、関連機関と連携して支援体制を充実させるとともに、食に関する環境整備を行う。

【現状と課題】

- ・ 給食施設における栄養管理・衛生管理等は、管理栄養士・栄養士が配置されている施設と未配置の施設では取り組み状況に差が見られる。施設の特性に合わせた指導が必要である。
- ・ 地域における栄養及び食生活の改善の施策における推進を図るため、定期的に管内市町栄養士が集まり、業務検討を行う必要がある。
- ・ 専門的な栄養指導の実績はなかったが、必要に応じて対応できるよう情報収集に努める必要がある。
- ・ 食生活改善推進員は、地域住民の健康づくりの担い手として活躍している。活動が円滑に行われるよう組織及び人材育成のための支援を行う必要がある。
- ・ 平成27年4月1日より食品表示法が施行されたことにより、今後、食品業者から相談がある可能性があり、随時対応していく必要がある。

【計画】

- ・ 給食施設巡回指導の実施
- ・ 給食施設栄養・衛生管理講習会の開催
- ・ 管内栄養改善業務検討会の開催
- ・ 専門的栄養指導の実施
- ・ ブロック別食生活改善推進員研修会の開催（平成27年度実施予定なし）
- ・ 栄養表示に関する相談の実施

3. 2 食品衛生対策事項

3.2.1 食品取扱施設の許可及び監視指導

【事業目的】

- ・ 食品衛生法及び長崎県食品衛生に関する条例に基づき、施設基準等について事前指導、許可事務を行う。
- ・ 条例に基づいた営業施設の届出や「ふぐによる食中毒防止対策要綱」に定められたふぐ処理施設の届出の受理を行う。
- ・ 食品営業許可施設や給食施設などにおいて食品衛生管理運営基準の遵守、適正表示について監視指導を行うとともに、収去検査を実施し、食品による事故の未然防止を図る。

【現状と課題】

- ・ 国内の食中毒の発生状況は、宿泊施設や飲食店での発生頻度が高く、被害状況が深刻化し、社会的に大きな影響を与えるケースも見られる。よって、これらの施設を重点的に監視し、食中毒の発生を未然に防止しなければならない。また、大規模な食品事故の防止のために、広域流通食品の製造業施設及び販売業施設に対する監視指導を強化する必要がある。
- ・ 管内の食品取扱施設数(平成27年3月末現在)は、法許可施設1554、条例許可施設66、給食施設114、条例届出施設3074。

【計画】

- ・ 「食品衛生法」、「長崎県食品衛生に関する条例」、「ふぐによる食中毒防止対策要綱」等に基づく許可または届出があった営業施設並びに給食施設等に立入検査を行い、食品衛生管理運営基準や食品の適正表示の遵守状況の確認並びに必要なに応じて収去検査やふき取り検査を実施し、営業者等に対する指導を行い、食品による健康被害の未然防止を図る。また、食品の取り扱い施設・設備ならびに管理運営の優良なものに対して奨励的に表彰する制度を設け、年1回優良店の選定、表彰を行う。
- ・ 監視指導実施計画に基づく食品取扱施設の監視指導を実施（平成27年度目標監視数：1469施設）。
- ・ 収去検査実施計画に基づく食品の収去検査を実施（平成27年度目標数：155検体）。

3.2.2 食中毒防止対策事業

【事業目的】

食品の安全性の確保、食品衛生思想の普及啓発を図り、食品による事故を未然に防止する。

【現状と課題】

- ・ 技術の進歩により、食品は広域に流通し、また、消費者のニーズに合わせ多様化が進み県民の食品業界や行政に対する食品の安全・安心を求める意識も高まっている。
- ・ 長崎市に隣接するため、郊外型の大型店舗が多く、広域流通食品による事故等には特に注意が必要である。
- ・ ノロウィルス食中毒流行期における同食中毒予防対策が重要である。

【計画】

- ・食中毒を疑う事案が発生した場合は、迅速な調査、検体収集、検査、分析等を実施し、原因を早期に究明し被害の拡大を防ぐ。
- ・流通食品の安全性の確保するため、食品添加物等の規格基準検査、畜水産食品の残留有害物質モニタリング検査、残留農薬検査及び生食用カキの成分規格検査、採取海域の海水検査及びアレルギー物質検査を実施。
- ・食品の適切な取扱い方法や食中毒の防止方法など、食品に関する安全性確保のための正しい知識の普及啓発を図る。

3.2.3 HACCP 手法による衛生管理導入促進（長崎県食品自主衛生管理評価事業）

【事業目的】

長崎県では、食品の高度な衛生管理法であるHACCP手法による衛生管理を広く浸透させるため、食品製造施設、学校給食施設、食品販売業等における本県独自の簡易化された「長崎県食品自主衛生管理評価事業」の導入を推進する。

【現状と課題】

- ・観光地である長崎市と隣接するため、特に「お土産」となる広域流通食品の製造業に対して「長崎県食品自主衛生管理評価事業」による衛生管理の導入を図る必要がある。また、他の食品関係営業施設においても同様に導入を推進していくことが求められている。

【計画】

- ・食品製造施設及び食肉・魚介類販売業施設に対し、「長崎県食品自主衛生管理評価事業」導入の情報提供及び助言を行う。
- ・既導入施設のステップアップのために、継続して指導を行う。
- ・ATP拭き取り検査を活用し、科学的根拠に基づく指導を実施する。

4. 1 生活衛生対策事項

4.1.1 営業施設の衛生確保事業

【事業目的】

- ・ 旅館、公衆浴場、興行場、理容所、美容所、クリーニング所において、利用者が衛生的なサービスを受けられるよう、施設に立入し衛生指導を実施する。

【現状と課題】

- ・ 施設数（H27.3月末現在）：旅館 59、公衆浴場 14、興行場 1、理容所 92、美容所 166、クリーニング所 84。
- ・ 公衆浴場及び旅館の共同浴槽について、条例で定められた浴槽水の水質検査を適切に実施していない施設がある。
- ・ 衛生管理に加え施設変更及びその届出が適正に行われているか管内対象施設の立入調査を強化する必要がある。

【計画】

- ・ 管内の旅館業施設を中心に立入調査を実施し、衛生管理に加え施設変更及びその届出が適正に行われているか確認する。特に問題のある施設に対しては重点的に繰り返し指導し、営業者の衛生管理及び法令順守に対する意識向上を図る。
- ・ 公衆浴場及び旅館に対し立入調査を実施し、浴槽水の水質検査を含めたレジオネラ症防止対策の確実な実施について周知徹底を図る。
- ・ 理容所・美容所の衛生確保を図るため立入調査を行うとともに、各同業組合と協力し衛生講習会を開催し、開設者や従業員の衛生管理に対する意識向上を図る。

4.1.2 ビル管理法に基づく衛生確保事業

【事業目的】

- ・ 特定建築物（多くの人々が使用又は利用する建物）の衛生的な環境の確保を図り、建築物清掃業等事業の登録促進により、事業者の資質の向上を図る。

【現状と課題】

- ・ 特定建築物（H27.3月末現在）：25
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する事業登録施設数（H27.3月末現在）：10
- ・ 特定建築物に該当する旅館や公衆浴場等の環境衛生営業施設許可を有する施設については、環境衛生営業施設立入調査時に併せて監視指導を実施しているが、大型店舗や事務所等の特定建築物のみ対象とした立入調査の件数は少ない。

【計画】

- ・ 特定建築物に該当する大型店舗等についても監視指導を実施し、施設の衛生確保を図る。

4.1.3 遊泳用プールの監視指導

【事業目的】

- ・ 利用者が安心してプールを利用できるように、施設の安全及び衛生の確保を図り、事故

を未然に防止する。

【現状と課題】

- ・ 遊泳用プール施設数（H27.3月末現在）：8（内1施設休業中）
- ・ プールの安全及び衛生管理については、「プールの安全標準指針」及び「遊泳用プールの衛生基準」に基づき指導を行っているところであるが、指針であり法的規制がないため、指導に苦慮している。

【計画】

- ・ 遊泳用プール施設について、休業中の施設を除く全7施設の監視指導を実施し、施設の安全及び衛生管理体制の確保を図る。

4.1.4 水道施設の衛生確保事業

【事業目的】

- ・ 安全な水の安定供給を図るため、市町が管理している水道施設（上水道・簡易水道）の立入調査を行い衛生指導を実施する。

【現状と課題】

- ・ 施設数（H27.3月末現在）：21（上水道4、簡易水道17）
- ・ 管内の水道事業は小規模水道が数多く点在しており、水道施設の適切な資産管理、老朽施設の効率的な改修、運営基盤の強化や技術力の確保などさまざまな課題を抱えている。

【計画】

- ・ 上水道、簡易水道の全施設を監視指導し、安全な水の安定供給を図る。
- ・ 水道事業者（市町）に対し、簡易水道事業の統合及びアセットマネジメントの実施等の指導を行う。

4.1.5 温泉の保護と適正利用の推進

【事業目的】

- ・ 温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するとともに、温泉の利用の適正化により、公共の福祉の増進に寄与する。

【現状と課題】

- ・ 温泉泉源数：7（内3施設休止中）（H27.3月末現在）
- ・ 温泉利用許可施設数：7（内1施設休止中）（H27.3月末現在）
- ・ 管内の温泉利用許可施設はすべて公衆浴場の許可施設。

【計画】

- ・ 温泉利用施設へ立入調査を行い、温泉成分等の掲示、温泉成分の定期的な分析等の遵守について指導を行う。

4. 2生活排水（浄化槽）対策事項

4.2.1 浄化槽の適正管理推進事業

【事業目的】

浄化槽の設置、保守点検等について、設置届や保守点検業者の登録制度等で規制することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努める。

【現状と課題】

- ・生活排水等の処理施設である浄化槽は、河川や海の環境保全に寄与しているところだが未だに適正管理がなされていない浄化槽が見受けられる。
- ・指定検査機関（長崎県浄化槽協会）による法定検査において、不適正と判断された浄化槽や法定検査受検拒否者に対して、適正な維持管理を実施するよう粘り強い指導が必要である。

【計画】

- ・浄化槽法定検査受検拒否者や適正管理がなされていない浄化槽管理者に対しては、管内市町、指定検査機関及び浄化槽保守点検業者と連携して指導を行う。
- ・浄化槽保守点検業者への立入検査及び指導を行う。

4. 3廃棄物対策事項

4.3.1 一般廃棄物対策推進事業

【事業目的】

一般廃棄物（し尿、ごみ等）の適正処理、処理施設の整備、再資源化及び減量化等について、市町等に対して指導、監督を行う。また、焼却施設からのダイオキシン類の発生量削減や最終処分場の適正化を推進する。

【現状と課題】

- ・長崎県ごみ処理広域化計画に基づき、西海市では、新たにごみ処理施設である西海市炭化センターが、H27.7月から運用開始予定。長与町及び時津町（長与・時津環境施設組合）は、新たに建設されたクリーンパーク長与がH27.4月から運用を開始している。
- ・ごみ焼却に係るダイオキシンの発生、最終処分場からの有害物質の浸出、ごみ処理の広域化など一般廃棄物処理に係る問題解決に向けて、各市町と連携を図りながら対応を図る。
- ・長崎県海岸漂着物対策推進計画では、西海市の海岸の一部が海岸漂着物対策を重点的に推進する区域（重点区域）に選定されている。

【計画】

- ・一般廃棄物処理施設への立入検査を行う。
- ・海辺の漂着物調査の実施：雪浦海水浴場（西海市）：年3回

4.3.2 産業廃棄物対策推進事業

【事業目的】

産業廃棄物の排出事業者及び処理業者に対して、リサイクルを含む適正な処理の指導を行い、生活環境の保全を図る。

【現状と課題】

- ・未だに保管容量超過等の処理基準違反に違反する産業廃棄物処理業者が見受けられる。
- ・マニフェスト不交付や委託契約不備による産業廃棄物の引渡し・引受け行為が見受けられ、産業廃棄物処理法に基づく処理の周知・徹底が必要である。
- ・長崎県産業廃棄物適正処理指導要綱に基づく事前協議を行わずに県外から搬入した産業廃棄物を処理している事例が見受けられており、同要綱に基づく処理の周知徹底が必要である。

【計画】

- ・廃棄物適正処理推進指導員を中心として、産業廃棄物処理業者等への計画的な立入検査を実施する。収集運搬業者（4～12回／年）、処分業者（6～12回／年）
- ・産業廃棄物処理業者を対象に法の遵守及び廃棄物の適正処理を推進するため、研修会を実施。（年1回）
- ・廃棄物適正処理推進指導員による不法投棄パトロールを行う。
- ・特別管理産業廃棄物の適正処理に努めるため、病院等の排出事業者に対して立入検査・指導等を行う。

4.3.3 PCB廃棄物対策事業

【事業目的】

PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の長期保管に伴う紛失や漏洩による環境汚染防止のため、PCB廃棄物の保管及び処分・使用状況届出の提出指導をはじめ適正保管と早期処理の啓発・指導を行う。

【現状と課題】

- ・高濃度PCB廃棄物の処理は、平成25年度が長崎県のJESCO（日本環境安全事業株式会社）への重点搬入期間の最終年度となっていたが、全ての処理は完了していない。
- ・微量PCB含有機器については、平成39年3月までに処分するよう期間延長されたが保管の長期化による環境汚染防止のため、早期の処理を促す必要がある。

【計画】

- ・「PCB廃棄物の保管及び処分・使用状況報告書」の受理及び適正保管・期間内処理の指導。
- ・PCB廃棄物を保管する全事業者所に対して、年1回の立入検査を行う。

4.3.4 リサイクルの推進

【事業目的】

建設リサイクル法、自動車リサイクル法及びフロン回収破壊法等に基づき再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正処理の指導を行い、生活環境の保全及び経済の健全な発展に寄与する。

【現状と課題】

- ・自動車リサイクル法に基づき使用済廃自動車の引取・フロン回収・解体が適切に実施されるよう定期的な立入検査により啓発・指導が必要である。
- ・廃棄物の排出量削減については一定の効果はあるが、再生利用量については低い水準にある。
- ・建設リサイクル法に基づく解体等作業を実施していない事例が見受けられる。

【計画】

- ・建設部局と合同で解体現場等のパトロール等を実施する。
合同パトロール回数 2回/年（5月、10月）
- ・フロン回収破壊法に基づき年1回の立入検査を行う。
- ・自動車再資源化協力機構等とともに、自動車リサイクル法に基づく立入検査を行う。

4.3.5 不法投棄及び違法焼却対策

【事業目的】

産業廃棄物処理業者への立入検査及び不法投棄パトロールを実施することにより、廃棄物の不適正処理や不法投棄・違法焼却の未然防止、早期発見、早期指導を図るほか、不法投棄物の撤去など不適正処理対策を推進する。

【現状と課題】

- ・廃棄物の不法投棄や野外等での不法な焼却が後を絶たず、また、産業廃棄物処理業者による不適正処理が見受けられることから、その防止対策が重要な課題となっている。
- ・廃棄物適正処理推進指導員を3名配備し、計画的に産業廃棄物処理業者への立入検査、不法投棄パトロールを行い、廃棄物の不適正処理の未然防止に努めている。

【計画】

- ・廃棄物適正処理推進指導員による不法投棄等防止パトロールを計画的に実施。
- ・6月の環境月間中に警察等関係機関と合同で一斉パトロールを実施。

4.3.6 レジ袋有料化対策

該当なし

4. 4環境保全対策事項

4.4.1 公共用水域及び地下水等の監視

【事業目的】

環境基準の適合状況等について監視を行うため、県の公共用水域水質測定計画に基づき、管内海域及び流入河川、海水浴場などの公共用水域等の水質汚濁状況を監視する。

【現状と課題】

- ・公共用水域の監視結果については、管内の海域、河川とも環境基準を達成している。
- ・平成25年度の海水浴場の水質調査では、いずれの地点もAA基準であり、「適」に分類されている。

【計画】

- ・管内公共用水域の水質調査の実施。
海域：西彼3地点（年6回）、河川：西彼地区河川3地点（年6回）
- ・海水浴場水質調査の実施 2地点（遊泳前及び遊泳中の2回）

4.4.2 大気汚染防止法に基づく工場・事業場監視指導

【事業目的】

大気汚染防止法に基づき、工場及び事業場における事業活動並びに建築物等の解体等に伴うばい煙及び粉じん等による公害防止及び建築物の解体工事等に伴う石綿飛散防止を図るため、立入検査により監視・指導することで、生活環境を保全する。

【現状と課題】

- ・アスベストを含む建築物の解体等において、飛散防止等措置等の監視・指導を行っている。
- ・法改正により、建築物・工作物の解体等工事におけるアスベスト飛散防止対策の内容が一部変更になったことから更なる周知が必要である。

【計画】

- ・ばい煙発生施設・粉じん発生施設への立入検査を実施。
- ・建設部局と合同で解体現場等の立入検査を実施。

4.4.3 水質汚濁防止法に基づく工場・事業場監視指導

【事業目的】

水質汚濁防止法及び長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づき、工場及び事業場からの排水を監視・指導することで、公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止、生活環境の保全を図る。

【現状と課題】

- ・管内には、水質汚濁防止法に定める特定事業場及び長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に基づき排水調査を実施しているが、排水処理施設の維持管理の不備等から基準を超過した排水を排出する事業場が見られる。
- ・平成24年度の水質汚濁防止法改正により、有害物質貯蔵指定施設等については届出が必要となっており、構造基準の遵守が義務付けられている（既設分については3年間の暫定措置あり）。

【計画】

- ・平成25年度に改定された「水質汚濁防止法に係る事務処理要領」に基づき、排水基準が適用される事業場等に対し、計画的に立入検査・排水検査を実施。
- ・既設の有害物質貯蔵指定施設設置者等に対する構造基準適合周知の徹底

4.4.4 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく監視指導

【事業目的】

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、廃棄物焼却炉等の規制対象施設に対する排出ガス等の検査を行い、排出基準の遵守を指導する。また、同法に基づく事業者によるダイオキシン類の自主測定及び報告の徹底を図ることにより、県民の健康保護を図る。

【現状と課題】

- ・管内の廃棄物焼却炉等の特定施設から排出基準超過は確認されていない。

【計画】

- ・特定施設を設置する事業場に対して立入検査を行うとともに、届出及び自主測定検査の報告について指導。
- ・環境政策課と合同による煙道排出ガス測定を含めた立入検査の実施。

4.4.5 環境教育関係業務

【事業目的】

「環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する長崎県基本計画」に基づき、学校、地域社会、職場における情報や機会の提供及び環境教育の推進を図る。

【現状と課題】

学校や地域で開催される研修会・学習会等に学識経験者や実践活動家からなる環境アドバイザーを派遣する制度があるが、例年、同様の研修会等での派遣要請が多い。

【計画】

- ・管内市町からの要請を受けた小学生等を対象とした水生生物調査等への参画。
- ・環境アドバイザー制度の更なる周知。

4.4.6 公害苦情対応

【事業目的】

典型7公害（環境基本法に定める「大気汚染」、「水質汚濁」、「土壌汚染」、「騒音」、「振動」、「地盤沈下」及び「悪臭」をいう。）の苦情等について、発生原因を究明・排除し、地域の生活環境を保全し、健康の保護に資する。

【現状と課題】

- ・「騒音」、「振動」、「悪臭」は市町の固有事務であるが、苦情等があった際は、市町と連携して対応している。
- ・特に西彼地区において、豚舎等からの水質汚濁と悪臭のように複合的な苦情が寄せられることが多い。

【計画】

当該苦情に対しては迅速な初期対応を図り、地域住民への真摯な対応を行う。

4.4.7 地球温暖化防止対策

【事業目的】

低炭素社会の実現に向けて新たな長崎県地球温暖化実行計画に基づき、温室効果ガスの排出削減を進める。

【現状と課題】

県から2年間の任期で委嘱を受け、管内で3名の地球温暖化防止活動推進員が活動を行っている。

【計画】

- ・長崎県地球温暖化防止活動推進員の資質向上を図るための各種研修会への参画。
- ・市町地球温暖化防止対策協議会に参画し、会が実施する活動・取り組みを支援。

4.4.8 大気汚染情報（注意報等）の発信

【事業目的】

光化学オキシダントやPM_{2.5}などにより大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある事態が発生したとき、その事態を県民に周知することにより、健康被害の発生を防止する。

【現状と課題】

- ・大気汚染テレメータシステムを運用し、管内では西海市の雪浦、時津小学校の2局の大気測定局においてPM_{2.5}など6物質の常時監視を行っている。
- ・PM_{2.5}について、昨年度は注意報の発令はなかったが、今後も健康被害発生防止のため、速やかな対応が必要である。

【計画】

県環境政策課からの常時監視の情報に基づき、大気汚染緊急時には西彼杵医師会及び管内5診療所等に速やかに情報提供を行う。

4.4.9 未来環境条例指定地区巡回指導

該当なし

4.4.10 環境放射線監視

該当なし

4. 5 長崎県保健環境連合会関係業務

【事業目的】

ごみの散乱を防止し、廃棄物の減量化及びリサイクルの推進を図るため、行政機関と民間団体（環境保全活動団体等）が連携・協力し、民間団体が取り組む各種の実践活動や啓発・普及活動等を通じて、地域住民の環境美化意識の高揚を図る。

【現状と課題】

市町保健環境連合会の活動内容について、時代背景に応じた体制づくりが必要である。

【計画】

- ・長崎県保健環境連合会総会等への参画。
- ・人と環境にやさしいふるさと推進大会（「美しいふるさと推進大会」と「もったいない運動推進大会」の合同開催）への活動協力

4. 6 狂犬病予防対策事項

【事業目的】

狂犬病予防法に基づく犬の登録と狂犬病予防注射接種率の向上、野犬・違反犬の捕獲抑留等を実施し、狂犬病の発生及びまん延を予防する。

【現状と課題】

- ・平成26年度の管内登録頭数：4,635 頭
- ・狂犬病の発生を予防するには、注射率 70%以上を確保する必要があるが、平成26年度の管内注射率は80%であった。しかしながら数多くの未登録犬、予防注射無接種犬の存在が推測される。
- ・平成26年度の捕獲頭数：16 頭（返還頭数0頭）
- ・平成26年度の咬傷事故件数：2 件

【計画】

- ・違反犬による事故発生を防ぐため、各市町と連携し違反犬捕獲を実施する。
- ・狂犬病予防担当者会議を開催し、狂犬病予防に係る事業を推進する。
- ・登録・注射及び適正飼養について、住民の意識向上を図る。
- ・狂犬病発生・まん延を防ぐため、登録数ならびに予防注射実施率の向上を図る。
- ・犬による咬傷事故が発生した場合、狂犬病予防員は長崎県狂犬病予防法施行細則取扱規程第3条に基づき検診を実施する。

4. 7 動物愛護対策事項

【事業目的】

「人と動物が共生できる地域社会」の実現に向けて、長崎県民一人ひとりの中に動物を愛護する心を育み、動物に関する正しい知識や習性を理解した適正な飼育方法、ひいては動物福祉を含めた動物愛護管理等を普及する。

【現状と課題】

- ・引取有料化及び引取時の指導強化により、犬猫の引取頭数はここ数年減少傾向にあったものの、昨年は増加している（H25年度210頭→H26年度287頭）。
- ・野良ねこに対する餌やりにより、周辺の糞尿被害等による苦情が頻繁に寄せられている
- ・平成24年度より、「所有者のいないネコに対する不妊・去勢事業」を実施している。平成26年度は20頭の手術を行った。

【計画】

- ・動物の生涯飼育及び適正飼育等飼い主の責任と理解を深めるため、関係各市町や連携し県獣医師会西彼支部と協力して啓発及び指導を行い、引取頭数の抑制につなげる。
- ・平成27年度も「所有者のいないネコに対する不妊・去勢事業」を実施し、みだりな繁殖による頭数増加の抑制を図る。
- ・長崎県動物愛護推進協議会西彼支部(支部長：衛生環境課長、委員：開業獣医師2名、各市担当者により構成)の事務局として、動物愛護に関する様々な活動を推進する。
- ・動物愛護管理に係る苦情相談対応及び飼い主等への指導。
- ・管内にある全動物取扱業者に対して監視指導を行う。

4. 8 乳肉衛生対策事項

4.8.1 食鳥処理場の衛生

“該当なし”

4.8.2 化製場の衛生確保

“該当なし”

5. 1 適性医療確保事項

5.1.1 医療機関立入り検査

【事業目的】

医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査により、医療機関を科学的、かつ適正な医療を行う場にふわしいものとする。

【現状と課題】

- ・ 不適合事項があるときは、開設者又は管理者に改善計画書を求めることも含め、改善のために必要な指導を行う必要がある。

【計画】

- ・ 病院は、毎年 1 回実施
- ・ 無床診療所（歯科を含む）は、5 年に 1 回実施。有床診療所については、3 年に 1 回実施。

5.1.2 医療施設・施術所施設・衛生検査室の開設届、変更届等の申請事務

【事業目的】

関係法令に基づく、開設、変更等の受付、開設調査等及び指導を行う。

【現状と課題】

- ・ 良質かつ適切な医療・施術等が提供されるために、関係法令に基づく医療施設許可申請及び届出の審査が必要である。

【計画】

- ・ 病院、診療所、施術所等の開設届・変更許可申請及び変更届等の受付。
- ・ 開設、変更に伴う調査及び指導。

5.1.3 指定医療機関指定申請事務

【事業目的】

関係法令に基づき、医療機関等からの指定申請事務を行う。

【現状と課題】

- ・ 関係法令に基づき、医療機関等の指定申請、指定辞退、変更届を受付けている。

【計画】

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく、結核指定医療機関指定申請
- ・ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく、被爆者一般疾病医療機関指定申請

5.1.4 免許申請事務（医療従事者・栄養士・調理師）

【事業目的】

医療従事者、栄養士、調理師の免許申請事務を行う。

【現状と課題】

- ・ 関係法令に基づき、国（厚生労働大臣免許）、県（県知事免許）の免許申請、籍訂正、書き換え交付申請、再交付申請等を受付けている。

【計画】

- ・ 国（厚生労働大臣免許）の免許申請、籍訂正、書き換え交付申請、再交付申請
- ・ 県（県知事免許）の免許申請、籍訂正、書き換え交付申請、再交付申請

5.1.5 医療安全相談センター

【事業目的】

医療に対する患者の苦情や相談に迅速に対応することにより、医療の安全と信頼を高めるとともに医療機関への情報提供を通じて患者サービスの向上を推進することにより、医療の安全と向上を図る。

【現状と課題】

- ・ 住民が安心してかけられる医療体制づくりを目指し、西彼地域医療安全相談センターを設置し、医療相談事業や関係機関の連絡調整会議の開催並びに医療安全の為に情報提供を行っている。

【計画】

- ・ 医療安全相談センター連絡調整会議
- ・ 相談対応（随時）

5. 2 医薬品等安全対策事項

5.2.1 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく監視指導

【事業目的】

- ・ 医薬品、医薬部外品、医療機器等の有効性、安全性を確保するため、薬局、製造販売業者、医薬品販売業者等に対し立入調査を実施する。

【現状と課題】

- ・ 平成26年11月25日、「薬事法等の一部を改正する法律」が施行され、薬事法の題名

が「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下、「医薬品医療機器等法」という。）となり、所要の改正が行われた。

- ・施設数（H27.3 月末現在）：薬局46、薬局製剤製造販売業3、店舗販売業19、卸売販売業2、配置販売業6、特例販売業1、医療機器販売業・賃貸業191。
- ・医薬品医療機器等法施行後、新規許可施設及び既存店舗における医薬品の管理等を、周知するため、積極的に立入調査を行っていく必要がある。

【計画】

- ・医薬品の一斉取締り期間及び許可更新時期を中心に施設の立入調査を行う。その際特に医薬品医療機器等法への適応に重点を置き、施設の構造設備、管理状況及び医薬品の適正使用等について指導を行う。
- ・「薬と健康の週間」の期間中、地域の催し物において住民に対する医薬品の適正使用、医薬分業等の推進に関する啓発活動を行う。

5.2.2 毒物及び劇物取締法に基づく監視指導

【事業目的】

- ・毒物及び劇物による保健衛生上の危害を防止するため、毒物劇物営業者等に対する指導取締りを行う。

【現状と課題】

- ・管内の毒物及び劇物関係登録施設は、販売施設45、特定毒物研究者2名である。（H27.3 月末現在）
- ・例年、毒物劇物販売施設に対し立入調査を行っているが、未だ譲渡手続きの不備、爆発物等の購入理由の確認義務違反等の違反が見られる。

【計画】

- ・毒物劇物販売業登録施設に対し、農薬危害防止運動や医薬品の一斉取締りの期間、及び登録更新時期を中心に、毒物劇物の管理状況、譲渡手続き等の監視指導を実施する。

5.2.3 麻薬及び向精神薬取締法等に基づく監視指導

【事業目的】

- ・麻薬、向精神薬及び覚せい剤乱用による保健衛生上の危害を防止するため、麻薬、向精神薬及び覚せい剤原料等取扱者に対する指導取締りを行う。

【現状と課題】

- ・管内の麻薬取扱施設数は、病院7、一般診療所50、飼育動物診療施設8、家庭麻薬製造業者1、卸売業者1、小売業41、麻薬研究者1である。（H27.3 月末現在）
- ・医療用麻薬、向精神薬、覚せい剤原料の取扱いについては、「麻薬等講習会」及び県薬務行政室作成の「取扱いの手引き」で周知しているところである。しかし、未だに立入調査時に帳簿の記載の不備等の違反が見られる。

【計画】

- ・麻薬、向精神薬、覚せい剤原料取扱い施設に対し、施用、保管、管理等に関する監視指導を実施する。

5.2.4 薬物乱用を根絶する地域社会づくり

【事業目的】

- ・麻薬、覚せい剤、危険ドラッグ等の薬物乱用による弊害を広く住民に周知し、薬物の乱用による危害防止を図るとともに、薬物乱用を根絶する社会環境づくりを推進する。

【現状と課題】

- ・H26年度の不正けし抜去箇所 21 箇所、抜去本数セティゲルム種 681 株。
- ・西彼保健所地区薬物乱用防止指導員協議会設置。指導員数 20 名（H27.3月末）
- ・乱用される薬物は、麻薬、覚せい剤、大麻のみならず、危険ドラッグや向精神薬へと広がりを見せている。また、インターネットの普及により誰もが容易に薬物を入手できる環境になっている。

【計画】

- ・「不正大麻・けし撲滅運動」の月間にあわせ不正けしの発見及び抜去に努める。
- ・「ダメ。ゼッタイ。普及運動」「麻薬・覚せい剤乱用防止運動」とあわせ、薬物乱用防止の啓発を行う。
- ・「保健所地区薬物乱用防止指導員協議会」の地区指導員活動を支援し、地域における啓発活動を推進する。
- ・「薬物相談窓口事業」として一般からの啓発等の相談を受けるとともに、「薬物乱用防止教室」への講師派遣や啓発資材提供を行い、青少年への薬物乱用防止の啓発を行う。

5.2.5 献血推進

【事業目的】

- ・住民の献血に対する理解を深めるための普及啓発及び献血協力者の確保等を推進し、必要とされる安全な血液製剤の安定供給を確保する。

【現状と課題】

- ・管内の献血確保目標達成率は 87.5%であり、献血量が目標値に達成していない。
- ・16～19歳の若年層の対年代別人口に対する献血者の割合が減少している。輸血用血液製剤や血漿分画製剤の大半は高齢者の医療に使用されており、健康な若い世代が高齢者医療の多くを支えている。今後少子高齢化が進むにつれ、現在の献血者比率がこのまま推移すると、救命医療への支障が懸念される。

【計画】

- ・特に 400ml 献血及び成分献血推進・普及のため「愛の血液助け合い運動」及び「はたちの献血キャンペーン」の期間を中心に啓発を行う。
- ・保健所地区献血担当者会議を開催し、市町との連絡調整や協議を行い献血率目標達成を目指す。

7.1 地域医療関係事項

7.1.1 救急医療対策事業

【事業目的】

初期救急医療及び2次救急医療体制の整備、充実を図る。

【現状と課題】

関係機関の協力により、休日在宅当番医、救急輪番体制を実施している。

【計画】

- ・ 休日在宅当番医の情報提供
- ・ 自動体外式除細動器（AED）の貸出し
- ・ 学園祭等での啓発活動

8. 1 母子保健福祉対策事項

8.1.1 健やか親子21推進事業

8.1.1.1 母子保健医療推進事業

【事業目的】

- ・母子保健従事者の資質の向上および支援体制の強化を図る。
- ・市町、医療機関、療育機関、母子保健関連の機関による母子保健推進体制の強化を図る。

【現状と課題】

- ・各市町においては、子ども子育て会議、自立支援協議会のこども部会等が設置され、関係者との協議の場を設けて各課題を検討している。その内容を踏まえ、広域的な支援体制整備について検討する必要がある。
- ・母子保健従事者の資質の向上に向けて、県主催研修への積極的参加、各市町の研修企画等取り組まれている。保健所においては、関係者のニーズを把握し、実践につながるような研修・会議を実施する必要がある。

【計画】

- ・母子保健推進協議会の開催（年1回）
- ・母子保健担当者等連絡会の開催（年6回：管内市町別3回、保健所1回、療育2回）
- ・母子保健従事者等研修会（年1回）

8.1.1.2 発達障害児支援体制整備事業

【事業目的】

- ・発達障害児に対する支援は、早期の気づきと児の成長に効果的な対応を早期に行うことが必要であるため、発達段階に応じた発達障害児の支援体制の整備を図る。

【現状と課題】

- ・ペアレントトレーニングについての技法は地域へ十分浸透しておらず、指導者の育成を行う必要がある。
- ・学童期の関係者向けのペアレントトレーニング技法の基本知識及び療育に必要な技術の研修は経験者がまだ少なく、今後も引き続き同技法の普及啓発に努める必要がある。
- ・ペアレントトレーニング技法を修了した地域の保育園、幼稚園等のスタッフに保育会がフォローアップ研修を自主開催する際の支援が必要である。

【計画】

- ・市郡単位のリーダー養成研修会を開催。（年7回＋フォローアップ1回1クール）
- ・市郡単位の学童期の発達支援研修会を開催。（年5回＋フォローアップ1回1クール）
- ・保育会が行うフォローアップ研修会を支援。（年1回）

8.1.1.3 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

【事業目的】

- ・障害のある子どもの家族が仲間を作り、安心して子育てを行えるよう、家族会への支援

等、地域の体制整備を行う。

- ・小児慢性特定疾病児や家族等が必要とする支援内容を把握し、関係機関と連携し支援体制づくりの構築を図る。

【現状と課題】

- ・西彼地域発達支援連絡会
発達障害児等育てにくさのある子どもの早期発見については、管内の各関係機関の取り組み状況を確認し、体制整備に向けた検討が必要である。また、過年度作成した啓発資料の効果も引き続きモニタリングする必要がある。
- ・親の会支援
現在活動中の親の会は、様々な取り組みを活発にしているが、サポートを望む声があり、どのようなニーズがあるのか実態の把握が必要である。また、新規の親の会の立ち上げに支援が必要である。
- ・小児慢性特定疾病児と家族に対する支援
「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」の必須事業として、相談支援事業が位置づけられた。対象者のニーズを把握し、関係者とともに支援体制の整備について検討することが必要である。また、H26年度、西彼保健所では災害時の備えの状況を調査したので、その結果も踏まえて、自主防災意識の向上、関係機関の災害対策の整備等、検討を重ねていくことが必要である。

【計画】

- ・西彼地域発達支援連絡会（年1回）＊母子保健医療推進事業連絡会へ統合
- ・親の会支援（適宜）
- ・小児慢性特定疾病児の家族等への相談支援事業
災害時個別支援について、市町を支援する。
自主防災意識の向上を図るため、災害時の備え等市町の広報誌等へ掲載し、普及啓発する。
薬剤師会等関係機関に対し、調査結果報告等をもとに連携強化を図る。
小児慢性特定疾病申請時等の機会を利用し、地区担当が面接を行い、ニーズ把握、支援につなげる。

8.1.2 健やか親子サポート事業

8.1.2.1 思春期保健対策事業

【事業目的】

- ・思春期の健全な母性父性の育成と妊娠、出産、子育て、また女性特有の健康問題や更年期等の、各ライフステージに応じた、適切な自己管理ができるよう支援する。

【現状と課題】

- ・長崎県における10代の人工妊娠中絶率は、H23年度6.7、H24年度7.6、H25年度7.2と横ばい状態である。全国平均6.6を上回っており、思春期世代への継続した正しい知識の普及啓発が必要である。
- ・情報が氾濫する中、これから妊娠、出産をむかえる世代や現在妊娠適齢期の世代に対し、

妊娠や不妊に関する正しい知識の普及啓発が必要である。

- ・各市町は、母子保健事業から見える課題を通して、学校保健との連携の必要性を感じながらも、マンパワーの問題等から具体的な取組みは困難な状況である。今後も、地域で連携した継続的な取組みが必要である。

【計画】

- ・思春期及び妊娠適齢期に関する若者世代への健康教育の実施
- ・思春期保健従事者研修会
- ・関係機関への情報提供

8.1.2.2 児童虐待防止推進事業

【事業目的】

- ・児童虐待の発生予防から早期発見、早期対応、再発予防まで総合的に推進し、市町に対して専門的、技術的立場から支援する。

【現状と課題】

- ・児童虐待ゼロプロジェクトへの取組みは、医療機関や関係機関等で実践しているが、全てのケースがスムーズに進行しているわけではない。
- ・ハイリスクケースの早期発見と、予防的な関わりの重要性について、市町や医療機関と共有し、既存事業の有効活用を図ることが必要である。

【計画】

- ・時津町との定例カンファレンスへの参加（月1回）
- ・要保護児童対策地域協議会への参加（適宜）
- ・管内市町と児童虐待ゼロプロジェクトの運用状況等、虐待予防の取組みについて検討（年1回）

8.1.2.3 女性健康支援センター事業

【事業目的】

- ・女性が生涯を通じて健康で明るく充実した日々を過ごせるよう、女性特有の様々な健康問題に対する相談に応じ、健康づくりを支援する。

【現状と課題】

- ・相談対応機関は各市町および医療機関など様々あるが、地域住民が相談窓口として複数の選択肢をもてるよう当所の窓口について周知するも、件数は少ない状況である。

【計画】

- ・ホームページ等活用し、女性の健康に関する相談窓口の周知

8.1.2.4 不妊サポートセンター事業

【事業目的】

- ・不妊に関してサポートを要する人が、適切な支援を受けられる。

【現状と課題】

- ・不妊に悩む当事者は、心理的サポートの場を求めている。当所の不妊サポートセンターの相談窓口の周知が十分ではないため、周知方法の検討が必要である。
- ・保健所は、医療機関で治療中の当事者と出会う機会が少なく、不妊の悩み内容や支援状況把握が困難である。医療機関に寄せられる相談や取組の把握が不十分であり、保健所の役割や関係機関との連携について検討する必要がある。
- ・ニーズ調査結果から、妊娠を望むことでライフプラン変更を余儀なくされる人が多いため、これから妊娠・出産を経験する世代が、正しい知識をもち選択できる力を養うことができる取組が必要である。

【計画】

- ・不妊治療に関する情報提供や相談に応じる不妊サポートセンター窓口の周知（市町広報誌掲載依頼、市町へ関係書類の設置依頼）
- ・県内指定医療機関への調査（当事者からの相談や支援の状況など把握）
- ・関係機関との協議（母子保健推進協議会など）
- ・これから妊娠・出産を経験する世代への健康教育

8.1.3 特定不妊治療費助成事業

【事業目的】

- ・特定不妊治療のうち、治療費が高額で医療保険の適用外である体外受精及び顕微授精について、治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。

【現状と課題】

- ・H27年3月末現在で申請件数106件と、事業開始年度と比較し約4倍増加しており、管内申請件数が年々増加している。今後も晩婚化などに伴い申請件数の増加が予測される。
- ・H28年度より新制度が開始。H26年度から移行期間であり周知の継続が必要である。

【計画】

- ・助成内容、申請方法の周知・様式の提供（広報・ホームページ・来所・郵送）
- ・周知方法検討
- ・申請に関する問い合わせの対応

8.1.4 小児慢性特定疾病医療費助成制度

【事業目的】

- ・児童福祉法第21条の5の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより治療が長期にわたり、療養を必要とする児童の健全な育成を図るため、治療方法に関する研究等に資する医療の給付や、その他の事業を行う。

【現状と課題】

- ・法改正に伴い対象疾患の追加等が行われ、新規・更新対象者への周知が必要である。

【計画】

- ・ 助成内容、申請方法の周知・様式の提供（広報・ホームページ・来所・郵送）
- ・ 申請に関する問い合わせの対応

8. 2 高齢者保健対策事項

8.2.1 介護予防市町推進事業

【事業目的】

- ・ 市町村が保険者として、効果的・効率的に介護予防関連事業を展開できるよう支援する。

【現状と課題】

- ・ 西彼保健所管内の高齢化率、要支援介護者の割合は、西海市は県平均より高く、長与町、時津町は低い。今後は、各市町において高齢化率・要支援要介護者の割合は増加することが予想され、介護予防事業への取組は必要不可欠である。
- ・ 現在、管内では広域支援センター主催で介護予防関連の研修会が開催されており、当所はその支援を適宜行っている。

【計画】

- ・ 市町開催の介護保険運営協議会等への参画
- ・ 地域リハビリテーション広域支援センターと市町支援について検討
※長崎地域リハビリテーション連絡協議会の専門部会にて検討

8.2.2 在宅高齢者栄養・口腔ケア連携事業

【事業目的】

摂食や嚥下、口腔機能に問題のある高齢者が、在宅においても安心して自分らしい生活ができるよう、保健・医療・福祉関係者の資質の向上と支援体制の整備をおこなう。

【現状と課題】

- ・ 事業所対象に調査した結果、口腔ケアの重要性は認識しているが、職員の技術的な課題から実施に至らない状況が判明した。そこで平成24年度から作業部会で、西彼歯科医師会を中心に地域連携体制を検討してきた。今後も、各関係機関と協働した取り組みを継続していく必要がある。
- ・ 西彼歯科医師会を中心に、医師会、歯科衛生士会、栄養士会、介護関係者等と連携し開催している自主学習会が定着してきた。自立開催にむけて支援する必要がある。
- ・ 作業部会で作成した「お口の健康チェック票」や「事例集」を介護保険サービス事業所等での活用を推進しながら、口腔ケアの重要性について啓発していく必要がある。

【計画】

- ・ 口腔ケア等実践者養成研修会の開催（7月頃）
- ・ 口のリハビリテーション地域医療・連携事業作業部会の開催（12月頃）
- ・ 普及啓発として、「事例集」の周知や配布、「お口の健康チェック票」の利用状況の把握

(作業部会で報告)

- ・ 口のリハビリテーション学習会開催支援（年 3 回程度）

9. 1 歯科保健対策事項

9.1.1 長崎県歯・口腔の健康づくり推進事業

【事業目的】

- ・長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例、歯なまるスマイルプラン（長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画）の実現を目指し、歯科保健の実態を把握し、生涯を通じた歯の健康づくりの推進を図る。

【現状と課題】

- ・管内の乳幼児のむし歯の有病状況は県平均より少ない状況である。
- ・成人期、高齢期においては、市町で歯周疾患検診を実施しているが、受診率は低い状況である。
- ・要介護者等においては、西彼歯科医師会を中心としたネットワークができつつある。

【計画】

- ・地域歯科保健推進協議会の開催（年1回）
- ・歯科保健関係者研修会の開催（年1回）
- ・歯科保健の普及啓発（保健所ホームページ、市報掲載等）
- ・市町事業への支援

9.1.2 障害者巡回歯科診療事業

【事業目的】

- ・障害者協力医との連携のもと、巡回歯科診療車により安心した医療サービスの提供を図る。

【現状と課題】

- ・在宅で利用される方は少なく、また、利用される施設も限定されていることから、周知方法について検討が必要である。

【計画】

- ・周知方法について西海市と協議し、対象者へ周知を行う。
- ・申し込みの受付、対象者・関係機関と口腔保健センターとの調整
- ・事業実施中の調整・支援

9.1.3 フッ化物洗口推進事業

【事業目的】

- ・う蝕の県内全体の予防体制としての集団によるフッ化物洗口の推進

【現状と課題】

- ・管内市町でフッ化物洗口推進するための会議が設置された。
- ・管内市町の進捗状況がまちまちであるため、求めに応じ会議への参画や情報提供をする。

【計画】

- ・管内市町フッ化物推進関連会議への参加
- ・市町からの相談対応

10. 1 精神保健福祉対策事項

10.1.1 適正な精神医療の確保

【事業目的】

- ・精神障害者の人権に配慮した適切な医療の確保を図り、療養環境の向上を促進する。
- ・関係機関との連携による治療中断・未治療者等に対する危機介入や支援を行う。

【現状と課題】

- ・精神障害者の保護申請通報件数は年々増加しており、人格障害等の対応困難事例が増加傾向にある。措置入院不要と判断する事例も増加しており、精神障害者への偏見を取り除き、適切な医療を迅速に提供できるよう、関係機関と連携を図る必要がある。
- ・一般救急医療における精神科領域の患者の増加や、身体合併症を有する精神科患者の受け入れ体制等が十分ではない。

【計画】

- ・精神病院の実地指導(年1回)及び必要に応じた実地審査を行う。
- ・協議会等において収集した情報等を検証し、人権に配慮した医療提供体制の情報提供や関係機関との連携を図る。
- ・長崎圏域において関係機関と精神科救急医療連携体制について検討する。
- ・西彼保健所通報状況分析検討会を設置し、近年増加する通報状況を分析し精神保健福祉予防対策の一助とする。

10.1.2 精神保健福祉相談事業

【事業目的】

- ・一般住民からの保健や医療についての専門相談、関係機関からの対応方法の相談を受け、適切な対応及び支援を行う。

【現状と課題】

- ・電話相談、面接相談の件数は年々横ばいで推移しており、今後も継続して当所相談窓口の普及啓発を行っていく必要がある。
- ・相談対応には、専門的な知識等に基づく対応が必要な場合も多く、当所対応職員のみならず、関係機関の相談支援等実施職員の資質向上のための支援をしていく必要もある。

【計画】

- ・保健所職員相談対応 (随時・電話相談、面接相談)
- ・嘱託医相談 (毎月第2金曜日、奇数月第4水曜日)
- ・関係機関への普及啓発 (当所HP掲載、市町広報依頼)
- ・精神保健福祉従事者研修会の開催

10.1.3 精神障害者社会復帰促進事業

【事業目的】

- ・精神障害者の地域移行や精神科病院退院後の地域定着を推進するため、地域関係機関とのネットワークづくり等の体制整備を行う。
- ・精神障害者が、地域社会の中で安心して生活し社会参加できるように、関係機関と連携を図りながら、精神障害に関する正しい知識の普及啓発やボランティア支援等を行う。

【現状と課題】

- ・管内医療機関の入院患者の21.2%(H24.6.30)が10年以上の長期入院者であり、入院中心のケアから地域社会でのケアへの流れを推進し、精神障害者の社会復帰と地域定着を促進していくことが必要である。平成26年度の個別給付件数は、地域移行支援1件、地域定着支援1件である。
- ・精神保健福祉ボランティア養成講座(当所主催)の受講者が集まり、管内に2ヶ所の精神保健福祉ボランティアグループ(「クレヨンの会：長与町、虹の会：時津町」)が設立された。健康まつり等で寸劇による健康教育や、作業所等で個別相談を行うなど、自主組織活動を行っている。関係機関との連携による活動場所の開拓と、会員数が少ないため会員増加に向けたPR活動が課題である。

【計画】

(地域移行地域定着支援)

- ・関係機関との連携強化：担当者連絡会の開催(1回)
- ・関係者の資質向上：研修会の開催(1回)
- ・ピアサポーターの活用：必要時に管轄外のピアサポーターを活用する。
- ・市町支援：自立支援協議会、各部会への参画。

(ボランティア活動支援)

- ・自主組織グループの側面的支援を行い、必要時には連携を図りながら事業に協働で取り組む。
- ・各自立支援協議会等でボランティア養成のニーズ把握を行う。

10.1.5 高次脳機能障害支援普及事業

【事業目的】

- ・高次脳機能障害の理解に関する啓発や相談窓口の周知を行う。

【現状と課題】

- ・当所は、県高次脳機能障害支援センターに近いこともあり、直接センターの相談に繋がることが多く、当所での相談件数は少ない。同様に管内の市町等においても相談件数が少なく、具体的な支援について検討する機会が少ない現状にある。
そのような中、当所では平成21年度から23年度にかけて、本障害についての理解促進・受け皿の拡充・関係機関との連携構築を目的に関係機関を対象に学習会を開催した。平成24年度から25年度にかけては、障害福祉サービス事業所に対して出前講座を実施してきた。
- ・これらの取組から高次脳機能障害者への支援体制整備は推進されているものの、相談件数は伸び悩んでおり、事例を通じた関係機関との連携を図る機会が少ないので、継続した相談窓口の周知が重要と考える。

【計画】

- ・相談支援活動（市町や支援機関等とのケース検討）（適宜）
- ・普及啓発活動（市町広報誌への情報掲載）

10.1.6 自殺対策推進事業

【事業目的】

- ・様々な分野の関係機関がそれぞれに役割を担い、連携・協働して自殺対策事業を行うことにより、管内自殺者数の減少を目指す。

【現状と課題】

- ・年代別の死因順位における15～39歳の各年代の死因の第1位が自殺であることや、10代の自殺率が悪化していること等から、当所においても若年層（特に中高生）をターゲットに事業展開している。
- ・平成24年度から開催しているcocoro支援作業部会は、思春期教室の講話スライド・寸劇シナリオ・終了時配布するリーフレットの作成等を行い、本作業部会の目的はある程度達成した。
- ・現在、当所や管内市町においては、自殺対策関連事業に取り組んでいるが、管内行政機関の取組状況等の共有や地域課題の検討の場がない。

【計画】

- ・自殺ハイリスク者への早期発見や、適切な相談機関へつなぐための体制整備を行う。
 - ①うつ病等精神疾患の理解を推進するための普及啓発活動として、出前形式による講話を行う。（年2回以上）
 - ②生徒に対する思春期教室の中で、こころの健康教育を実施する。（随時）
 - ③ゲートキーパーを養成し、悩んでいる人に気づき、寄り添い、つなぐ役割を担えるような人材を育成する。（随時）
 - ④精神保健福祉相談の一環として、自死遺族への個別支援を行う。
- ・自殺対策における地域支援を充実するために、関係機関との連携強化を図る。
 - ①自殺対策事業担当者連絡会（仮称）の開催（年1回：10月頃）
 - ②事業推進や連携強化のため管内市町の庁内連携会議等へ参加（随時）

10.1.7 ひきこもり対策推進事業

【事業目的】

- ・「ひきこもり地域支援センター」として、地域における関係機関との連携体制の構築、普及啓発を行い、ひきこもりに悩む人や家族の支援を行う。

【現状と課題】

- ・当所への相談状況は、ひきこもりを主訴としたケースはほとんどなかった。今後も継続的に「ひきこもり地域支援センター」の周知を図るとともに、関係機関との連携を図りながらケースの掘り起こしを行う必要がある。
- ・家族教室やつどいについては、H26年度はいずれも参加者がなかった。個別件数が少なく、ニーズの把握もできないため、個別相談・支援を中心にしながら、ケースの掘り

起こしを行い、ケースからの要望に応じて家族の集いを検討する。

【計画】

- ・当事者支援：随時相談対応 必要時関係者間での検討会
- ・家族支援：随時個別相談・支援
- ・普及啓発：関係機関職員を対象としたひきこもり支援研修会
(精神保健福祉従事者研修会と合同開催)
- ・ひきこもり支援関係者連絡会

1 1. 1 難病対策事項

1 1. 1. 1 難病患者地域対策推進事業

【事業目的】

- ・ 難病患者に対し、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図る。

【現状と課題】

- ・ 管内特定疾患医療受給者証所持者数は年々増加している。その中でも介護度が高いとされる神経難病は、多くのサービスや制度の導入が必要であるため、関係機関と連携した在宅療養支援が必要である。
- ・ 専門医療機関や難病相談・支援センターは長崎市内にあり、時津町・長与町からは利用しやすい状況である。しかし、西海市においては交通の便が悪く利用が難しい。

【計画】

- ・ 在宅療養支援計画策定・評価事業の実施
- ・ 訪問相談事業の実施
- ・ 医療相談事業の実施（年3回、管内での実施）
- ・ 難病従事者研修会の実施
- ・ 難病患者療養生活調査の実施（アンケート調査、災害時対応マニュアル作成）

1 1. 1. 2 特定疾患治療研究事業

【事業目的】

- ・ 稀少で、原因不明、治療法未確立であり、かつ、生活面への長期にわたる支障がある疾病として調査研究を進めている疾患のうち、診断基準が一応確立し、かつ難治度、重症度が高く患者数が比較的少ない特定疾患治療研究対象疾患について、医療の確立、普及を図るとともに、患者の負担の軽減を図る。

【現状と課題】

- ・ 難病対策の法制化により、特定疾患治療研究事業の対象疾患数が約300疾患へと拡大することから新規の受付数の増加が見込まれる。
- ・ 申請時の提出書類の変更、自己負担額の変更等に伴い、相談対応の件数がさらに増えることが予測される。

【計画】

- ・ 特定疾患治療研究事業申請受付
- ・ 特定疾患治療研究事業に関する電話・来所相談対応

12. 1 感染症対策事項

12.1.1 感染症予防事業

【事業目的】

- ・ 感染症発生の予防及びまん延防止のため、関係機関と連携を図り必要な対策を講じる。
- ・ 感染症に対する正しい知識の普及を図る。

【現状と課題】

- ・ 管内では毎年日本紅斑熱の発生があるため関係機関及び住民への周知が必要である。
- ・ 散発的であるが3類感染症の発生があるため、各福祉施設及び住民に対して感染症予防研修会の開催や注意喚起を行っていく必要がある。

【計画】

- ・ 西彼地域感染症対策協議会の開催（1回）
- ・ 感染症発生時の迅速かつ的確な対応
- ・ 普及啓発活動の実施

12.1.2 感染症発生動向調査事業

【事業目的】

- ・ 管内における感染症発生情報を収集、分析、提供、公開を行うことにより感染症の発生予防、蔓延防止および適切な医療のための情報提供を図る。

【現状と課題】

- ・ 管内も含めた長崎県における感染症発生状況を速やかに関係機関や地域に対して情報提供し、感染症流行時には、随時注意喚起を行っている。

【計画】

- ・ 感染症発生動向を毎週保健所ホームページへ掲載
- ・ 感染症発生動向をFAX、メールで関係機関等に周知
- ・ 流行している情報をタイムリーに提供し、必要時注意喚起を行う

12.1.3 予防接種事業

【事業目的】

- ・ 市町と連携し適切な情報提供と予防接種勧奨に取り組み、感染症の発生及び蔓延防止を図る。

【現状と課題】

- ・ 管内市町とも法改正に対して適切に対応できている。
- ・ 予防接種の誤接種が1件あったが、再発防止のために十分な対策がとられている。

【計画】

- ・ 予防接種に関する適切な情報の提供
- ・ 予防接種に関する相談対応
- ・ 予防接種後健康状況調査実施（H26～27年度）

12.1.4 肝炎対策事業

【事業目的】

- ・ B型C型肝炎ウイルス検査を促進し、早期発見・治療に結びつけるとともに、感染者に対する相談、治療が円滑に行われるように推進する。

【現状と課題】

- ・ 肝炎に関する相談および検査は減少傾向にある。また、肝炎治療特別促進事業申請数も横ばいである。

【計画】

- ・ B型、C型肝炎相談及びHBS抗原、HCV抗体検査の実施。
- ・ 肝炎治療特別促進事業申請受付の実施。
- ・ 普及啓発活動を実施し、肝炎デーにあわせてイベントを開催。

12.1.5 エイズ・性感染症予防事業

【事業目的】

- ・ エイズ・性感染症の理解に関する啓発や、匿名・無料検査相談窓口の周知を図る。

【現状と課題】

- ・ 性感染症とエイズ検査の受検者は、横ばい傾向、相談件数は減少傾向にある。HIV陽性者は出ていないが、クラミジアの感染者は増加している。

【計画】

- ・ エイズ・性感染症相談窓口の開設
- ・ HIV抗体検査及びクラミジア抗体検査の実施
(月・火曜通常検査、毎月第四月曜 夜間検査、イベント時臨時検査)
- ・ 普及啓発活動、健康教育の実施

14. 1 健康危機管理機能強化事項

14.1.1 健康危機管理対応訓練事業

【事業目的】

健康危機発生時に迅速かつ適切に対応するため、対策の強化を図る。

【現状と課題】

- ・ 強毒性の新型インフルエンザ・新種のコロナウイルス感染症及び鳥インフルエンザ等が発生する危険性が懸念されるため感染防止対策の重要性が高まっている。

【計画】

- ・ 各種対応マニュアルの改訂

14. 2 健康なまちづくり推進事項

14.2.1 地域保健医療対策事業

14.2.1.1 圏域版 医療計画推進事業

【事業目的】

医療供給体制等について協議を行う。

【現状と課題】

新医療計画の中に新たに「精神科医療」が追加されたことに伴い、精神科救急連携強化事業を実施予定

【計画】

- ・ 西彼地域保健医療対策協議会の実施
- ・ 精神科救急医療について、関係機関との連絡会を実施

14.2.1.2CKD 対策事業

【事業目的】

腎機能低下の早期発見・早期治療によって、機能低下がまだ軽度である状態から治療を開始し、末期腎不全の患者を減らす。

【現状と課題】

- ・ わが国では、成人の8人に1人が慢性腎臓病（以下、CKDと記す）といわれているが、早期には自覚症状が乏しいため本人が気づいていなかったり、健診等で異常を指摘されても医療機関を受診しない人が多いといわれている。また、他疾患で医療機関を受診していてもCKDに対する適切な治療が行われないうままに、透析治療が必要になって初めて専門医に紹介される場合もある。
- ・ 県内の透析患者数は約4,009人（平成26年3月末）、人口100万対の患者数は全国平均より高く、管内市町については、1市が全国・県平均より高い状況である。

(人口100万対 全国 2,468 長崎県 2,800
西海市 3,143 長与町 1,881 時津町 1,926)

- ・市町における特定健診では、CKD早期発見のための血液検査や尿検査を行っているが、受診率は低く、また、保健所においては、管内市町の受診後の保健指導や医療との連携状況を把握できていない状況である。

【計画】

- ・ 所内検討会の実施 4回
ワーキングの設置・CKD対策に関する地域診断の実施
- ・ 管内担当者連絡会 2回
管内の課題を共有する。
3市町で共通して取り組める事項を検討する。
- ・ 管内医療従事者向け研修会 1回

14.2.1.3脳卒中地域連携推進事業

【事業目的】

- ・長崎地域における脳卒中に関する保健・医療・福祉の連携を図り、質の高い提供体制の推進を図る。

【現状と課題】

- ・長崎地区の脳卒中対策を協議し、関係者間の連携を図るため、長崎地域脳卒中連携協議会を設置している。
- ・長崎地域脳卒中検討委員会の下部組織として長崎地区脳卒中センター等会議を設置する。

【計画】

- ・長崎市と協議し協議会を開催。
- ・長崎地域脳卒中センター等会議設置に向けて、長崎市と協議。

14.2.2 健康ながさき21推進事業

14.2.2.1 たばこ対策事業

【事業目的】

- ・公共施設における受動喫煙防止を推進する。
- ・未成年者の喫煙防止を図る。

【現状と課題】

- ・管内市町が管理する施設の禁煙・分煙実施率は、98.8%である。市町管理ではない公共施設における禁煙・分煙実施率は不明であるが、対策は不十分である。
- ・未成年者の喫煙状況については不明であるが、喫煙防止対策について継続して取り組む

必要がある。

【計画】

- ・市町が管理する施設の禁煙・分煙調査。飲食店における禁煙対策についての普及啓発。
- ・未成年者の喫煙防止について、教育委員会及び養護教諭と連携しての普及啓発。

14.2.2.2 がん対策事業

【事業目的】

- ・がん検診による早期発見・早期治療の実現によりがんによる死亡者を減らす。
- ・生活習慣の改善によるがん予防を図る。

【現状と課題】

- ・がんは、長崎県における死因の第1位であり、約3人に1人ががんで死亡している。
- ・がんによる死亡率は全国ワースト9位である。（長崎県）

【計画】

- ・がん検診の普及啓発
- ・がん予防における正しい知識の普及

14.2.2.3 栄養・食生活による健康づくり事業

【事業目的】

- ・生活習慣が原因となる疾患の発症を防止し、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上等を実現する。

【現状と課題】

- ・平成23年度長崎県健康・栄養調査の結果より、野菜の摂取不足や食塩の摂取量が多い人が7割を占める等、食生活に関する問題点が明らかになった。
- ・県民一人ひとりが健康意識を一層高め、生活習慣の改善の取り組みを行えるよう関係機関と連携し、支援体制を充実させる必要がある。

【計画】

- ・「長崎県健康づくり応援の店」事業の推進
- ・健康づくりのための食育についての普及啓発

14.2.2.4 こころの健康づくり、その他

【事業目的】

【現状と課題】

【計画】

- ・10.1.6自殺対策推進事業に準ずる。

14.2.3 地域・職域連携推進事業

【事業目的】

- ・地域保健と職域保健の連携により、生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図る。
- ・地域住民が生涯を通じて健康づくりができるよう支援する。

【現状と課題】

- ・事業所（特に小規模事業所）における産業保健サービスの提供が十分ではない。
- ・職域保健の現状を把握し連携していく方策が未確立であり、十分に対応できていない。
- ・健康寿命の延伸に向けての実効的な対策をとる必要がある。

【計画】

- ・協議会の開催（年1回）
- ・国保・健康増進課が実施する「職場の健康づくり応援事業」の推進

14.2.4 地域リハビリテーション支援体制整備事業

【事業目的】

- ・高齢者や障害者が住み慣れた地域で生き生きとした生活を送ることができるよう、高齢者や障害者の様々な状態に応じた地域のリハビリテーション事業や介護予防事業が、適切かつ円滑に提供される体制整備を図るとともに、保健・医療・福祉の関係者等のネットワークづくりを推進する。

【現状と課題】

- ・長崎地域リハビリテーション広域支援センター（長崎大学医学部保健学科）とその協力病院や協力団体と連携し、地域リハビリテーション支援体制の整備を行っている。
- ・連絡協議会において圏域内市町および関係機関との連携により、地域格差および地域ニーズを把握し、効果的な施策を検討することが必要である。

【計画】

- ・長崎地域リハビリテーション連絡協議会の開催（年1回：2月末）
- ・専門部会の開催（年1～2回：9月頃＋α）
- ・長崎地域リハビリテーション広域支援センター運営への協力（適宜）
 - ①広域支援センター運営委員会への参画
 - ②ブロック企画運営会議への参画（西海市部・西彼杵郡部）

14.3 情報の収集、整理および活用事項

14.3.1 地域診断事業

【事業目的】

- ・情報の収集、分析及び評価を行い、地域の健康課題を把握する。

【現状と課題】

既存データ（人口動態、死亡、介護、医療等）及び業務を通じて得た情報等を用いて地域全体を把握する必要がある。

【計画】

- ・ 既存データ（人口動態、死亡、介護、医療等）の活用方法を習得する。
- ・ データ分析を行い、市町支援計画の策定及び評価につなげる。
- ・ 得られたデータおよび結果を市町へ還元する。

14.5市町支援事項

14.5.1 市町支援計画事業

【事業目的】

- ・ 地域保健対策への地域住民のニーズの把握に努め、専門的な立場から企画、調整、指導およびこれらに必要な事業を行い、市町への積極的支援に努めることで健康なまちづくりの推進を図る。

【現状と課題】

- ・ 市町は住民に身近で利用頻度の高い保健・福祉サービスを実施し、保健所は広域的、専門的かつ技術的業務を担っている。
- ・ 地域診断等を強化することにより、市町と保健所が情報を共有し、地域特性に応じた健康施策を共に考えていく必要がある。

【計画】

- ・ 市町との協議の場を設け、市町が求める支援内容を把握する。
- ・ 平成27年度市町支援計画策定に向けた準備を行う。
- ・ 各種統計データの分析及び市町への情報還元を行う。

14.6その他

14.6.2 精神科救急医療連携に関すること

【事業目的】

- ・ 長崎地域における精神科救急患者や身体合併症を有する精神科疾患患者への適切な医療提供体制の整備を図ること。

【現状と課題】

- ・ 長崎圏域においては、一般救急医療の場における精神科領域の患者の増加や、身体合併症を有する精神科患者の受け入れ体制等が十分ではない。
- ・ 特に、平日土曜夜間における救急体制整備について検討が必要である。

【計画】

- ・長崎地域精神科救急医療連携検討会 1～2回
- ・一般救急医療機関等を対象とした研修会の開催 1回
- ・長崎地域精神科救急平日土曜夜間輪番制のモデル事業の実施検討